

市民交流拠点施設「ほしらんど くだまつ」

令和 7 年度「市民活動室」使用団体募集

■ 市民活動室とは・・・

市民活動室とは、市内在住の住民などが組織し公益的な市民活動を行う団体などの活動促進を図るために設置されたスペースです。

このスペースや団体専用ロッカーの設備を使用する場合には、事前に使用登録が必要です。

■ 対象

- ・市内在住の住民などが組織し公益および福祉の増進に寄与する団体
 - ・営利を目的としない団体
- ※審査し使用登録をお断りする場合があります。

■ 応募期間

随時受け付けます

■ 使用期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）以降の使用許可日～令和 8 年 3 月 3 1 日（火）
（1 年ごとの貸し出しです）

■ 使用時間

9 時～22 時（年末年始および休館日を除く）

■ 専用ロッカーの貸し出し

月 1000 円で希望する使用団体に貸し出します。
※ロッカーのサイズ：内寸W400×D482×H830

■ 申込方法

「市民活動室使用登録申請書」に必要事項を記入の上、団体の定款、会則、事業報告書、事業計画書など活動内容が分かる資料を添付し、送付または持参

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

■ 問合せ先・応募先

〒744-0015 下松市大手町 2-3-1
下松中央公民館
電話：41-0906